

奈良時代の優婆塞・優婆夷に関する一考察

—特に知識集団との関連について—

松 本 信 道

はじめに

奈良時代の仏教は、一般に「國家仏教」の語に象徴されるように、「鎮護國家」的性格にその特質があると説かれている。そのことを最も端的に具現するものとして国分寺の建立や大仏造立さらに東大寺の建立などが挙げられよう。しかし、そのような国家仏教の隆盛の反面においては、仏教の中央から地方への浸透とそれに伴つて民衆化という傾向が顕著となり、日本古代民衆仏教史上の一つのエポックをなしているともいえよう。

奈良時代の民衆仏教に関する研究は、行基の宗教運動を中心に活動に論議されて著しい進展を見るようになったにもかかわらず、その評価をめぐっては、未だ一定しないのが現状である。⁽¹⁾ そのような最近の研究状況に対して速水侑氏は

など今後解明すべき多くの問題が残されている。

と述べ、民衆仏教の実態を多面的に究明すべき必要性を指摘されている。右の速水氏の提言は、今後の奈良時代の民衆仏教研究の指針とすべきものであり、特に知識集団及び優婆塞・優婆夷の活動の問題は、奈良時代の民衆仏教の存在形態を考える上で重要な問題を内包していると考えられる。故に、本稿では、如上の速水氏の提言に触発されて、奈良時代の民衆仏教の総体的把握の基礎的作業として、民衆社会における優婆塞・優婆夷の活動の実態を知識集団との関連において考察し、優婆塞（夷）の民衆仏教史上における歴史的役割・意義について再検討を加えてみたいと思う。

一、問題の所在

行基の宗教運動は、さらに広く当時の民間仏教の実態の中での位置づけが必要であり、そのためには、民衆の仏教受容のあり方や優婆塞の形態、南都教団による教化と同信知識集団の活動

本稿で取り上げる優婆塞とは、梵語ウ・パーサカ (upāsaka) の音写語で、在家の男性の仏教信仰者を指し、三宝（仏・法・僧）に近づいて仕える者という梵語本来の意味から近事男あるいは単に近事ともいう。また女性の場合は、優婆夷（梵語ウ・パーシカ - upāsikā）

あるいは近事女・近那という。

優婆塞（夷）に関する研究は、すでに諸先学の詳細なる論稿があり、今更贅言を加える余地もない程であるが、本稿の課題をより一層明確に把握するために、諸先学の論稿を検討し問題点を整理してみたいと思う。

管見の及ぶ限りにおいて、優婆塞（夷）の問題を正面から取り上げ論述されたのは、堀一郎氏が最初であり、「山林に禪修苦行せる禪師優婆塞は、すぐれた呪術者として目されてゐた」と述べ、優婆塞を山林修行者と規定し、その呪術力を重視され、また一方においては、「ヒシリの萌芽は、既に奈良朝に於て、⁽¹⁾山林に田園に、次第に私度的な優婆塞の形を採つてあらはれて來てゐる」と述べ、優婆塞を私度僧的性格を有する者とも規定された。この堀氏の論稿は、優婆塞（夷）に関する先駆的研究として注目される。

次いで、中村明蔵氏は、『大日本古文書』に残存する「優婆塞貢進解」を詳細に分析された上で、「優婆塞（夷）は単に将来官僧になる者というだけの意味ではなく反律令的性格を有する面が多分に見られ、私度僧も含む広い意味での修行者と考えられ（中略）その大半は私度僧として活躍していた」と述べ、堀一郎氏と同様に優婆塞（夷）と私度僧を同一視され、その反律令的性格を強調された。

右の両氏の見解に対し、佐久間竜氏は、「私度僧という漠然とした言葉が使用される事によって、優婆塞（夷）の持つ反律令的民間的色彩のみが強調されている」と述べ、堀・中村両氏の私度僧と優婆塞（夷）を同一視する説を批判し、また「優婆塞の場合はまさに白衣なのである。僧衣のものは明瞭に区別がつき、当然民衆の対応の仕方も異つたであろう」と述べ、私度僧と優婆塞を区別し、

官僧予備軍的性格を強調された。次いで柴山正顥氏も佐久間竜氏の見解を敷衍された。これらの見解は、最近の吉田靖雄氏や根本誠二氏の論稿にも継承され、「優婆塞貢進解」に記載された經典名の分析による「淨行」内容や教学系統についての考察があり、優婆塞（夷）の官僧予備軍的性格が、より一層明確に把握され定説化しつつ傾向にある。⁽²⁾

以上のように、諸先学の論稿を通観してみると、優婆塞（夷）を官僧との関連において考察し、優婆塞（夷）の官僧予備軍的性格を重視する見解が主流を占めており、それらの研究成果の蓄積によつて国家仏教内的存在としての優婆塞（夷）の実態については、充分に解明され一致点を見出す氣運にある。しかし、その反面、国家仏教外的存在——換言すると民衆仏教的存在——としての優婆塞（夷）の実態については、すでに速水侑氏が指摘されたように未だ明確に把握されるに至つていないので現状である。そのような現状を呈している原因の一つには、史料的制約という面も考えられるが、その根本的な原因是、民衆社会における優婆塞（夷）の存在形態に対する具体的な究明を欠くことにあると思われる。故に、堀一郎・中村明蔵両氏の場合にみられるように、優婆塞（夷）の反律令的性格のみが強調され、民衆社会における優婆塞（夷）の活動及び役割が明確に把握されず、やや一面的理解に終止するという結果を招いているのではないか。したがつて本稿では、如上の点を踏えて、民衆社会における優婆塞（夷）の活動の実態を知識集団との関連を中心として考察し、優婆塞（夷）の民衆仏教史上における歴史的役割・意義について再検討してみたいと思う。

二、知識集団と優婆塞（夷）

まず、最初に優婆塞（夷）と知識集団との関連を考察する基礎的事業として、優婆塞（夷）が知識集団に関与した二・三の具体的な例をあげて、検討を加えてみたい。

（I）既多寺知識経

本知識経は、天平六年（七三四）の年記を有し、播磨国賀茂郡の既多寺を中心に多数の知識衆を結集して『大智度論』（一〇〇巻）を書写したものである。この知識経については、すでに竹内理三・田中塊堂・岡田精司の諸氏によつて精査・報告されている。それによると、『大智度論』全一〇〇巻のうち八四巻が現存し、一部他に流出したものもあるが、大津市の石山寺一切經に大部分がふくまれている。その跋語の一例を示すと、

（卷三三）

天平六年歲次甲戌十一月廿三日寫播磨國賀茂郡既多寺

佐伯直漢古優婆夷

とあり、日付と場所と知識名が記載されている。現存する八四巻の跋語は、日付と場所に関する記載は、右に例示した卷三三と同文であり、末尾の知識名が異なるのみである。本知識経を精査された田中塊堂氏の『日本写經綜鑒』によると、合計六二人の知識名が確認されているが、欠損巻の合計一六巻の知識数を加味すると、本知識経の知識集団は、七〇~八〇人前後によつて構成されていたと推定される。現存する八四巻の『大智度論』の巻数と知識名を田中塊堂氏の前掲書に基づいて表示すると表Iの如くである。

表 I

卷 数	知 識 名	卷 数	知 識 名
卷十二~二十二 卷二十四~二十九	願宗沙弥尼 願宗沙弥尼 妙信沙弥尼 佐伯直漢古優婆夷 福縁優婆夷 六人部奈支佐 佐伯直等美女 六人部奈支佐 針間國造棕椅 針間國造古麻呂 中臣小林 針間國造乙麻呂 針間國造島國 針間直法麻呂 針間直多理人 針間國造牛須麻呂 針間國造諸乙 針間國造山守 針間國造高田古 針間國造斐太麻呂 山直惠得 針間直赤麻呂 山直臣古 山直麻呂 山直乙知女 信藏僧 車持連貞善 山直安麻呂 山直惠志 山直山持 針間國造赤刀自 針間國造千國 針間國造角麻呂 針間國造茅麻呂 針間國造豐敷 民直次甲 大野君広国 神田君広庭 妹臣石敷	卷六十七 卷六十八 卷六十九 卷七十 卷七十二 卷七十三 卷七十四 卷七十五 卷七十六 卷七十七 卷七十八 卷七十九 卷八十一 卷八十二 卷八十三 卷八十四 卷八十五 卷八十六 卷八十八 卷八十九 卷九十一 卷九十二 卷九十三 卷九十四 卷九十五 卷九十六 卷九十七 卷九十八 卷一百	針間直名着賣 物部連方古 衣縫造男国 物部連大山 針間國造豈前 針間國造刀自古 針間國造古刀 針間國造古玉 針間國造斐太麻呂 山直惠得 針間直赤麻呂 山直臣古 山直麻呂 山直乙知女 信藏僧 車持連貞善 山直安麻呂 山直惠志 山直山持 針間國造赤刀自 針間國造千國 針間國造角麻呂 針間國造茅麻呂 針間國造豐敷 民直次甲 大野君広国 神田君広庭 妹臣石敷

田中塊堂氏は、この知識経について「知識の名を見ると恰も賀茂郡の戸籍帳を見る感がある」と評するのみであるが、もう少し知識名を詳細に検討して知識集団の構造を明確にする必要がある。それらの知識名を通観してみると、表IIの如く氏姓別に分類整理できる。その表IIにおいて注目されるのは、(A)針間国造と「直」姓をする(B)山直・(C)針間直・(D)佐伯直の存在である。以上の(A)～(D)の氏族は賀茂郡一帯に勢力を有した在地の豪族層であり、特に(A)針間国造一族が、知識数全体の四二%に当る二六名を数えることが注目される。そのことは、この知識集団構成の中心的存在であったことを示すものであろう。また(B)～(D)の「直」姓氏族は、(A)針間国造と同族関係にあつたと考えられ、その同族関係によつてこの知識に参加したものと思われる。以上のことを総合すると、この知識集団は、(A)針間国造一族とその同族関係を有する「直」姓氏族の在地豪族層によつて構成されていたことが理解できる。

次に注目されるのは、沙弥尼の願宗が一人で合計一七巻を担当している点である。沙弥尼の願宗については、この知識経の願主(首

表II

		知識 数	合 計 卷 数	
A	針間国造	26	27	
B	山 直	8	8	
C	針 間 直	6	6	
D	佐 伯 直	* 5	5	
E	物 部 連	2	2	
F	石 作 連	2	2	
G	車 持 連 平 群 朝 臣 連 衣 縫 人 部 君 直 六 神 民 妹 中	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 5 1 1 1 1	
H	僧 尼 夷 師 沙 優 婆 夷 師 禪	1 2 * 2 1	18 2 1	
合 計		* 63	84	

* 佐伯直漢古(巻33)と優婆夷は重複するので知識数の合計は実質62である。

唱者)であり、また俗姓は針間国造氏であつたであろうと推定されている。その推定の論拠は示されていないが、沙弥尼願宗以外の知識は一巻について一人づつ担当していること、あるいはまた、この知識集団の主要構成員である(A)針間国造氏の存在を考え合せると、右の推定は正鵠を得ていると思われる。

次に、本稿の課題と密接に関連する(H)グループの僧信藏・沙弥尼願宗・同妙信・禪師向姓・優婆夷佐伯直漢古・同福縁について検討してみると、沙弥尼の願宗については如上の如く、この知識経の願主であり、俗姓は針間国造と推定されるが、僧信藏・沙弥尼妙信・禪師向姓については、傍証する史料がなく不明である。優婆夷の佐伯直漢古は、その俗姓より考えると、この知識集団に参加している(D)佐伯直一族の出身であることが知れる。優婆夷の福縁については、法名のみで俗姓が記載されておらず傍証する史料もないのに不明である。沙弥尼の願宗と優婆夷の佐伯直漢古の例を比較してみると、いずれもこの知識経推進の中心的存在である(A)針間国造および(D)佐伯直と密接な関係を有している点で共通している。そのことは、在地に密着して活動していたことを示すもので、

あり、この知識集団形成の中核的存在である「既多寺」に居住していたか、あるいは「既多寺」を活動の基盤としていたものと思われる。「既多寺」は、賀茂郡の北部に位置した加西市の殿原廢寺に比定されており、針間国造氏の氏寺と推定されている。一族出身者が氏寺の住僧となつた例として、信濃國小懸郡の大伴連の氏寺に一族出身の大伴連忍勝が僧となつて居住した例や、三間名氏の氏寺である紀伊国

名草郡の能応寺に居住した老僧觀規（俗姓は三間名千支）などの例があり、右の推定を傍証することができる。氏寺の機能は、同族結合の媒介ないし中核的役割を果すことにある。その氏寺と密接な関係を有する沙弥尼願宗や優婆夷の佐伯直漢古らの活動は如何なるものであったのであらうか。そのことを考える場合に、「日本靈異記」に見える僧尼や禪師・優婆塞（夷）の屈請に関する説話が参考となる。「日本靈異記」には、禪師および優婆塞（夷）を屈請したという説話が六例みられる。その目的についてみると、(1)軍旅より無事帰還するための祈願（上ノ七）、(2)看病のため（上ノ八・上ノ卅・下ノ卅六）、(3)悔過の法会のため（中ノ十一）、(4)死者の追福のため（下の廿六）などが挙げられる。そのような屈請例を参照すると、

禪師・優婆塞（夷）の民衆社会における活動の一面が理解できよう。特に(3)の死者の追福のために禪師や優婆塞（夷）が屈請された例は、氏寺の機能（祖先崇拜的な面における）との関連で注目される。以上のことと総合すると、祖先崇拜的なあるいは看病や悔過法会などのシャーマニステイックな現世利益的祈願などの民衆の宗教的欲求を満たす存在として、禪師・優婆塞（夷）の活動および役割を位置づけができるのではなかろうか。

(II) 近事瑜行知識経

次に天平勝宝元年（七四九）の年記を有する「近事瑜行知識経」に見える優婆塞（夷）について検討を加えてみたい。この知識経は近事⁽²⁾（優婆塞と同義）の瑜行を願主として知識衆二人を結集し『解深密經』（五卷）を書写したものである。その巻五の跋語の全文を記すと次の如くである。⁽²⁾

願主近事瑜行知識并貳拾壹人

近事九人
那十二人

近恩明	深満	解行	道内	足廣	法道	解滿	恩澤
近那	瑜成	主近	深惠	深福	深妙	深法	報貴
深智	道精	恩信					深満

天平勝寶元年十月廿一日書寫觀法

右の跋語によると、この知識集団は、願主の瑜行をはじめとする九人の近事（優婆塞）と瑜成以下一二人の近那（優婆夷）を合わせた合計二一人より構成されていることが知れる。この知識に結縁した近事・近那の法名のみが記され、俗姓が明記されていないので、その階層的性格は不明であるが、その法名を通観してみると、法名に一定の法則性がうかがえ、知識集団の構造を推測することができ。すなわち、前掲の巻五に見える二一人の近事・近那の法名を、

分類	共通文字	法 名	人數
A	深	深満・深惠・深福・深妙 深法・深行・深智・深満	8
B	恩	恩明・恩沢・恩信	3
C	瑜	瑜行・瑜成	2
D	解	解行・解成	2
E	道	道内・道精・法道	3
その他	/	主近・報貴・足広	3

例えば瑜行と瑜成のように「瑜」の一字を法名に冠している場合に見られる如く、法名に共通する文字をもとに分類すると表IIIの如くである。それを通観すると、(A)「深」の一字を法名に冠するグループ、(B)「恩」の一字を法名に冠するグループ、(C)「瑜」の一字を法名に冠するグループ、(D)「解」の一字を法名に冠するグループ、(E)「道」の一字を法名に冠するグルー

ア、その他のグループの六つに分類できる。就中(A)の「深」と(B)の「解」は、本知識によって写経された『解深密經』の「解」・「深」と対応関係にあり、經典名の一字を法名に冠していることは、『解深密經』との結びつきが濃厚であることを示すものと考えられる。

優婆塞（夷）の法名は、一般的に自称ではなく第三者から授与されるものである。その点は、「慈姓知識經」の『瑜伽師地論』卷八の跋語に

天平七年歲次乙亥八月十四日寫了

書寫師慈氏弟子三宅連人成本名

今受名慈氏弟子慈靈 檀越慈氏弟子慈姓

とあることから傍証できる。⁽²⁾すなわち「今受名慈氏弟子慈靈」（傍点筆者）とあるように、俗姓三宅連人成が新しく「慈靈」という法名を「今受」けて優婆塞となつたことが知れ、そのことは、優婆塞（夷）の法名が各自の自由意志のままに名のる自称ではなくして、第三者から授与されるものである。その第三者とは、他でもなく本知識集団の指導者（教化者）のことであり、その指導者（教化者）の勧化に対して自發的・主体的に結縁した結果として優婆塞（夷）となり、法名を授与されたと考えるのが妥当であると思う。

次に、『解深密經』と知識集団との結びつきの思想的・信仰的背景を考察してみたい。本知識集団の写経した『解深密經』の跋語には、知識衆の法名や書写年月日および書写師名のみが記載されており、如何なる目的で知識集団が形成されたのか、あるいはまた如何なる目的で『解深密經』が書写されたのかという点については、跋語に具体的記載がないので不明であるが、『解深密經』に対する信

仰を傍証する史料がある。それは神護景雲四年（七七〇）の年記を有する『解深密經』卷一の跋語であり、その全文を記すと次の如くである。⁽³⁾

神護景雲四年歲次庚戌二月三日錦曰佐使主麻呂發願

瑜伽論一部
〔擦消〕 上報佛恩 爲國王帝臣 次爲无邊无際一切
「有情」

次七世父母六親眷屬慈悲父母 兜率天淨土往生 得見彌勒
井（傍点筆者）

右の跋語によると、錦曰佐使主麻呂という者が、『解深密經』と『瑜伽（師地）論』を書写し、その作善功德によって七世父母・六親眷属・父母の兜率天（弥勒菩薩の居住する淨土）往生を祈願している点が注目され、『解深密經』と弥勒信仰と関連が指摘できる。そのことは、『解深密經』の經典内容からも推測できる。すなわち、『解深密經』は、その序品を除く他の全部が、すべて『瑜伽師地論』の卷七五～卷七八に引用されており、その点については、「元來『瑜伽』中の一部だったものが、本教系の淵源としての価値を附与せんがために、瑜伽より別出されて、それに序品が加えられ、以て經としての体裁を調へたもの」⁽⁴⁾であろうと指摘されている。『瑜伽師地論』と『解深密經』は、両經論とも玄奘の訳であり、またその内容についても同一の教学系統に属し、『瑜伽師地論』と弥勒信仰との結びつきが濃厚であったことなどの諸点と考え合せれば、『解深密經』と弥勒信仰との結びつきは容易に理解できよう。このことから考えると、近事瑜伽知識經に見える『解深密經』を書写した二人の優婆塞（夷）より構成された知識集団は、弥勒信仰を基盤とする同信同行の結社的性格を有する弥勒信仰集団であったと結論できよう。

(III) 光覚知識經

次に光覚知識經に見える優婆塞（夷）について検討してみたいと思う。光覚知識經とは光覚を願主として多数の知識衆を結集し書写された一群の古写經のことであり、「法隆寺一切經」の印が押されているものが多い。『寧樂遺文』には合計二一巻の跋語が収載されており、それによると、天平宝字五年（七六一）九月十七日から翌六年十月八日至る一年余りの間の年記を有すものが現存している。田中塊堂氏は、この光覚知識經について「現存の十數卷によつても諸部に分れてゐるので、これが一切經であることは確實にいへ」と述べ、一切經書写の計画であつたと指摘された。もし仮りに光覚知識經が一切經書写の計画であつたとすると、現存する二一巻だけでも願主の光覚以下一五七名の知識衆が確認できる点から考えると、光覚知識經の知識の数は数千人余にのぼつたであろうと推測され、「知識經としてこれだけ大衆を動かしたものは他に見ないであらう」と評される如く、知識經としては、最大の規模である。

この知識經の目的については、多くの跋語の願文に見える「奉爲皇帝后」の「皇帝后」の解釈をめぐつて諸説がある。すなわち、(1)淳仁天皇および皇后の奉為とする説、(2)単に天皇および皇后とする説、(3)皇帝皇后とする説、(4)光明皇后とする岡田精司氏の説などがある。就中(1)(2)(3)の諸説の論拠は示されてないが、岡田精司氏の批判されたように、(1)淳仁天皇に立後の記事が見えない点、(2)生存中の天皇・皇后のために写經供養を行う場合は病氣平癒祈願が通例であるが、淳仁天皇および皇后がこの写經期間前後に一年余も病氣であったとは考えられない点の以上二点により、淳仁天皇および皇后とする(1)(2)(3)の諸説は成立しない。それらの諸説に対しても、岡田精

司氏は、同じ日付を有する『中阿含經』卷五六と同經卷五七の一連の両經に「皇帝后」と「皇后」の両様の用語が見える点、光明皇后を「皇帝后」と表記した用例があることとの二点を論拠として、光覚の知識經に見える「皇帝后」は「光明皇后」を指すものであり、彼女の一周忌に当つて一切經書写が發願されたものと推定できるであろう。

と述べておられる。⁽⁵⁾この岡田精司氏の説が妥当であろうと思われる所以で、以下その説に立脚して論を進めていきたいと思う。

さて次に、本稿の課題である知識集団と優婆塞（夷）との関連について考察してみたいと思う。光覚知識經の現存する二一巻のうち、優婆塞（夷）が知識として関与しているのが四巻あり、一〇人の優婆塞（夷）が確認できる。すなわち、『優婆夷戒經』卷六の(1)優婆夷智高・(2)優婆夷智戒、『増壹阿含經』卷一〇の(3)優婆夷文善・(4)優婆夷文明・(5)優婆夷法賢・(6)優婆夷鳥養、『毗尼摩得勒伽』卷六の(7)優婆夷薩光・(8)優婆夷戒光・(9)優婆夷平善、そして『長阿含十報經』卷下の(10)優婆塞大行の以上合計一〇人である。前掲の岡田精司氏によると、光覚知識經に見える知識の人々は、

大和を中心とする畿内の下級貴族層に属していたらしいこと、また彼らのうち、約半数が女性によって占められたらしいことを指摘され、光明皇后に關係の深い中宮職乃至は紫微中台に仕えた宮人や舍人と女嬪などの女官たちであつたらうと結論されている。右の岡田精司氏の論を踏えると、光覚知識經に関与した優婆塞（夷）の場合の一〇人中九人までが優婆夷である点や優婆塞は大行一人で、女性が大部分を占めていることが容易に理解できよう。特に、大半を占める優婆夷の法名に注目してみると、(7)優婆夷薩光や(8)優

婆夷戒光のよう、法名に「光明皇后」および「光覺」に共通する「光」の一字を付与している点は、光明皇后あるいは願主の光覺との密接な関係を推測せしめるものである。

次に、知識集団の形成過程における優婆塞（夷）の活動について検討してみたい。その具体例として、優婆塞大行の名が記されている『長阿含十報經』卷下の跋語⁽¹⁾を取り上げてみたい。

天平寶字六年五月日⁽²⁾

願主光覺

垂水平伎多

頭優婆塞大行

垂水公黒人

垂水赤麻呂

垂水大野

垂水廣島

垂水古麻呂

大三和筆

布也布伎大山

猪名部首老

高向村主東人

多目宿禰大羽古女

垂水加都良女

猪名部首刀自古

大三和孫子

右の知識集団は、願主の光覺の他、一六人より構成されているが、(A)垂水グループ（八人）、(B)大三和グループ（二人）、(C)猪名部グループ（二人）、その他（四人）に分類できる。このことは、氏族単位で勧進が行なわれたであろうことを推測せしめるものである。それらの氏族集団に交つて、優婆塞の大行の名が見えること、また「頭優婆塞大行」と記され「頭」の一字を冠している点は重要である。すなわち、「頭優婆塞」とは、天平勝宝九歳（七五年）三月廿五日書写の『梵綱經』の跋語に見える「知識頭⁽³⁾主」の略であり、願主の意を受けて知識を結集するために勧進して歩く者を意味

するものである。この他に、光覺知識経には、「頭」の一字を冠する者が五例見出すことができるが、その五例すべてが願主の次に「頭」＝「知識頭主」を傍証するものと考えられる。以上のことを総合すると、優婆塞大行の活動は、光覺を願主とする知識集団の形成過程における勧進者として位置づけることができると思う。

むすびにかえて

以上のように、本稿では、奈良時代の民衆仏教の総体的把握の基礎的作業として、民衆社会における優婆塞（夷）の活動を知識集団との関連を中心として考察し、民衆社会における優婆塞（夷）の活動および役割について再検討を加えてみた。その結果、(1)優婆塞（夷）が民衆社会に密着して存在し、民衆の現世利益のあるいは祖先崇拝的な宗教的欲求を満たすための仏事を修するシャーマニティクな役割の一端を担っていたこと、(2)優婆塞（夷）が弥勒信仰を媒介とする同信同行の結社的性格を有する知識集団を形成していたこと、(3)優婆塞（夷）が知識集団の形成過程において勧進者的役割を担つていたことなどが明らかになったと思う。それらのことを総合すると、民衆社会における優婆塞（夷）の活動は、仏教の民衆化を促進させたという面に集約でき、その面において積極的に評価できるのではないかうか。

- (1) 行基に関する研究については、鶴岡静夫「行基研究史」(『日本古代佛教史の研究』所収)、同「最近における行基研究の動向」(『古代佛教史研究』所収)、真中幹夫「行基研究史」(『歴史学研究』三九四号)、中川修「古代における思想主体形成の問題—行基研究史をめぐる問題点」(『佛教史学研究』第一八卷第一号)、小山田和夫「行基関係研究文献目録」(『政治経済史学』一三三号)などに問題点が整理されている。
- (2) 速水侑「古代の思想文化」(岩波講座『日本歴史』別巻3 日本史研究の現状所収)
- (3)(4) 堀一郎「上世佛教の呪術性と山林の優婆塞禪師について—修驗道前史」(『東北大学文学部研究年報』三)、同『我が国民間信仰史の研究』(一)二二三~二二七頁
- (5) 中村明蔵「優婆塞について」(『続日本紀研究』七卷一号)
- (6)(7) 佐久間竜「優婆塞・優婆夷について」(『古代文化』九卷一号)
- (8) 柴山正顕「奈良時代における優婆塞について」(遠藤元男博士還暦記念会編『古代史論叢』所収)
- (9) 吉田靖雄「奈良時代の優婆塞の教學について」(和歌森太郎先生還暦記念『古代・中世の社会と民俗』所収)
- (10) 根本誠二「優婆塞貢進解について」(『史元』一七)、同「古代における優婆塞・優婆夷について—特に天平十七年期を中心として」(下出積與編『日本史における民衆と宗教』所収)
- (11) この他に、大仏造立と優婆塞貢進の関連についての政治史
- 的視点からの研究として、堀池春峰「優婆塞貢進と出家人試所」(『日本歴史』一一四号)、鬼頭清明「天平期の優婆塞貢進の社会的背景」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』中巻所収、のち『日本古代都市論序説』に再録)、須田春子「優婆夷考」(『律令制女性史研究』所収)などがある。
- (12) 『寧楽遺文』中巻、六一三~四頁
- (13) 田中塊堂『日本写經綜鑒』二七三~四頁
- (14) 岡田精司「既多寺知識経について」(『兵庫県の歴史』一一号)
- (15)(16) 田中塊堂氏前掲書、二七三~四頁
- (17)(18)(19) 『兵庫県史』第一巻、七二〇頁
- (20) 『日本靈異記』下ノ廿三話
- (21) 同右、下ノ卅話
- (22) この他に、優婆塞を「近事」と記した例は、石山寺所蔵の天平宝字五年(七六一)四月三日書写的『説一切有部俱舍論』卷八と、根津美術館所蔵の天平宝字六年(七六二)三月廿日の年記を有する『瑜伽師地論釈』卷一がある。
- (23) 『寧樂遺文』中巻、六二一頁
- (24) 同右、六一四頁
- (25) 同右、六三八頁
- (26) 『仏書解説大辞典』第三巻、九九頁
- (27) 『瑜伽師地論』と弥勒信仰との関連については、拙稿「奈良時代の私度僧に関する歴史的考察」(『駒沢史学』二〇号)、園田香融「知識と教化」(赤松俊秀教授退官記念『国史論集』所収)、中井真孝『日本古代の民衆と宗教』一八六~一九〇頁な

どがある。

- (28) 『寧樂遺文』中巻六三一～六頁および同補遺四頁
(29)(30)(31) 田中塊堂前掲書、一四九頁
(32) 『寧樂遺文』解説、九八頁
(33) 『日本古代人名辞典』第三巻、七八二頁
(34)(35) 岡田精司「光覺知識経について」(『続日本紀研究』一
三〇号)
(36)(37) 『寧樂遺文』中巻、六三三頁
- (38) 同右、六三四頁
(39) 同右、六三五頁
(40) 岡田精司前掲論文
(41) 『寧樂遺文』中巻、六三五頁
(42) 同右、六二六頁
(43) 経典名のみを記すと、『大法炬陀羅尼經』巻六、同經巻九、
『優婆夷戒經』巻六、『中阿含經』巻五六、『毗尼摩得勒伽』巻
六の五例ある。

×

×

×

×

×

×